

仕様書

1 件名

J A東京アグリパークにおける米粉製品のP R販売業務委託（単価契約）

2 目的

東京都は、小麦の替わりとして国内自給率が高く安定した供給が期待できる米粉の利用拡大を図るため、米粉製品の普及を推進している。

J A東京アグリパークで販売する米粉製品について、来店者に対し、魅力や特徴等を説明するとともに販売を行うことで、認知度向上及び消費拡大を図る。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

J A東京アグリパーク

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-10-12 J A東京南新宿ビル1階

5 委託項目

J A東京アグリパーク職員の指示のもとに次の業務を行う。

- (1) J A東京アグリパークにて実施する、米粉製品の説明及び販売に関する業務
- (2) J A東京アグリパークにて実施する、米粉等利用促進のプロモーションに関する業務
- (3) 上記に関連する付随業務

なお、上記を履行するために、販売員は、販売商品や米粉及び米粉製品等についての正しい知識を習得し、来店者へ説明できるようにすること。

6 販売員の人数及び条件

- (1) 指揮命令者：J A東京アグリパーク所長
- (2) 販売員数：1日1名とする。
- (3) 従事時間：火曜日から金曜日の1日10:00から17:00（日曜日を除く6時間）を基本とする。
- (4) その他：J A東京アグリパークの運営に準じる。

7 契約方法等

- (1) 1人1日を単位とした単価契約とする。
- (2) 超過勤務については、1日あたり基本とする従事時間を超えた場合、所定の人工費の1.25倍を支払うこととする。
- (3) 本件業務の提供のために受託者が支出した実費がある場合は、米粉等利用推進委員会（以下「委員会」という。）と協議の上、了解を得られたものは請求できるものとする。

8 想定数量

実労働時間 210 日以内

9 支払方法

業務報告書に基づき計算した月額の請求書に基づき、毎月翌月末日までに、受託者の指定する口座に振込送金して支払うものとする。なお、振込み手数料は、委員会の負担とする。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本件業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 関係法令等の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 関係法令等の定めに従い、業務の履行に必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等がある場合は、契約締結後速やかに行うこと。

12 秘密の厳守及び情報の取扱い

本件業務の実施に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 委員会及び受託者は、相手方の書面による承諾なくして、本契約及び個別契約に関連して相手方から秘密である旨を明示の上で開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密に関する情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約および個別契約の契約期間中はもとより、本契約および個別契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。なお、個人情報が含まれる情報については、相手方の書面による承諾の有無にかかわらず、第三者に対して開示、漏洩しないものとする。
- (2) 次の各号のいずれか一に該当する情報は、前項の秘密情報から除くものとする。
 - ア 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受理した当事者の責によらず公知となったもの
 - イ 委員会または受託者が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの
 - ウ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - エ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらず独自に開発されたもの
- (3) 本件業務履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (4) 前項の第三者とは、委員会または受託者の役員、従業員、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーで法令上秘密保持義務を負う者、委員会または受託者と本件業務について秘密保持契約を締結している者、ならびに委員会または受託者が指定し相手方が同意した者（以下、「従業員等」という。）以外の者をいう。
- (5) 委員会及び受託者は、本条の秘密保持義務について、本件業務に関与する自己の役員及び従業

員等に遵守させる義務を負う。

- (6) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに委員会に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (7) 委員会及び受託者は、本件業務の提供に必要な場合以外には、秘密情報を含む媒体の複製、翻案、翻訳等をしないものとする。
- (8) その他、委員会の指示により、必要な措置を講ずること。

13 その他

- (1) 委員会は、受託者が本件業務を提供する上で必要となる委員会が保有する情報、資料、その他の管理物を、受託者の求めに応じて無償で提供または貸与するものとする。
- (2) 受託者は、本件業務と同種のサービスを提供する会社が、同等の条件下で、通常かつ一般に払うべき注意をもって、本件業務を提供する義務を負う。
- (3) 受託者は、本件業務を提供する上で要求される作業を遂行するために必要な人員を確保する。
- (4) 受託者は、本件業務の提供のために委員会から貸与された資料その他管理物がある場合は、本件業務の提供に必要な範囲のみで利用するものとし、善良な管理者の注意を持ってこれらを管理するものとする。
- (5) 受託者は、委員会から貸与された前項の資料その他管理物を、当該資料等の利用目的終了後、すみやかに委員会に返却するものとする。
- (6) 履行場所の施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (7) 本件業務の提供に関する業務遂行の過程で生ずる本業務に関するあらゆる知的財産権は、すべて委員会に属するものとする。
- (8) 受託者が事業の実施にあたり規定に反した場合は、委員会は、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (9) 本契約の履行における物品等の調達は別紙1の東京都グリーン購入推進方針によること。
- (10) 本契約の履行における自動車の使用等は別紙2の環境により良い自動車利用によること。
- (11) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委員会と協議の上、決定すること。

14 担当

米粉等利用推進委員会事務局

東京都産業労働局農林水産部調整課内 農林水産施策推進担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎2階南側

電話 03-5000-4977 (直通)

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意義・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

また、「東京都社会的責任調達指針」に基づき、受注者及びそれらのサプライチェーンを担う事業者に対し調達における環境、人権労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせる取組を進めることと併せ、持続可能な社会の実現に寄与することを目指す。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

＜原材料の採取段階での環境配慮＞

- ①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ②原材料が違法に採取されたものではないもの

③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの

④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの

⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの

⑦再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの

⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なものの

⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）ものの

⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの

⑬耐久性が高く、長期使用が可能なものの

<サービス提供時の環境配慮>

⑭省エネルギーの取組を徹底したもの

⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの

⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの

⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達の推進方法

(1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。

(2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。

(3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局(本部、庁)への情報提供に努める。

(4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。

(5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。

(6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生の抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

環境により良い自動車利用（グリーン配達）

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。